

前回のエネルギー政策基本構想見直し及び後期エネルギー政策推進プログラム第一期見直し検討委員会（R6.3.21 開催）における主なご意見と対応

■ エネルギー政策基本構想（骨子案及び新たな開発目標案について）

ご意見	対応 <見直し案の該当箇所>
<p>○ 新たな開発目標について、単に設備容量を増やすだけでなく、エネルギーを無駄なく使うマネジメントの部分も考慮すべき。</p> <p>○ 「目指すべき本県の姿」の項目に省エネの項目を追加すべき。</p>	<p>⇒ 基本構想において引き続き、省エネの推進について明記する（「目指すべき本県の姿」でも触れている）。</p> <p>&lt;該当箇所&gt;</p> <p>P13) 中段「再生可能エネルギー…促進し、<u>徹底した省エネの推進と併せて</u>、いわゆるエネルギーの地産地消と災害に強いシステム構築を進める。」</p> <p>P14) 後段「<u>また省エネについては、エネルギー消費量を減らしエネルギーの地産地消やカーボンニュートラルの実現に大きく寄与するとともに、ピークシフト・ピークカットにより二酸化炭素を排出しない分散型電源ともなるものであることから、第4次山形県環境計画に掲げる数値目標や施策の展開方向に沿って、徹底した省エネの推進を図る。</u>」</p>
<p>○ 開発目標の設備容量と発電量推計が電源ベースとなっているため、県民の関心が電源にしか向かないおそれがある。熱源にも向き合えるよう、例えば化石燃料をどう減らすべきか等を示す必要があるのではないか。</p>	<p>⇒ 発電量推計に熱源換算を併記する。また省エネについては、基本構想において引き続き、省エネの推進について明記する。</p> <p>&lt;該当箇所&gt;</p> <p>P15) 表中「発電量（推計）」の欄「38 億 1,200 万 kWh（熱量換算 13,723 千 GJ）」</p> <p>P13) 中段、P14) 後段（同上）</p>
<p>○ 新たな開発目標は、設備容量でいえば令和4年度末の倍以上と意欲的な目標であり妥当だが、太陽光発電の目標値をもう少し増やしてもいい。</p>	<p>※ 太陽光発電の開発目標については、今後、メガソーラーなど大規模な開発が困難と見込まれるため、屋根置きを地道に伸ばしていく必要があることから、やまがた未来くる補助金による導入量など過去の導入実績等に基づき目標値を設定している。</p>
<p>○ 開発目標の達成（2030 年度）による CO2 削減量推計値 197.4 万 t-CO2 と、環境計画に掲げる「ゼロカーボンやまがた 2050」に向けた目標値の、両者の関係性について説明を加えるべき。</p>	<p>※ 再エネ導入拡大については、今回、エネルギー戦略の中で、環境計画にも記載されている「2030 年に 2013 年度比で温室効果ガス排出量 50%削減」を上回る目標値を設定し、カーボンニュートラルの実現に向けて引き続き取り組む方針。</p>
<p>○ 県民に効果等がわかりやすい形で書いてあることが重要。県民にエネルギー対策が大事であることを理解してもらい、プレーヤーとして動いてもらえるような資料とすべき。</p> <p>○ 一般県民の行動変容を促すには、もっとわかりやすい伝え方が必要。例えばメディアを通して毎日のように知事のメッセージとして伝えるなど、届け続ければ意識は変わらない。</p>	<p>⇒ 山形県エネルギー戦略の県民向け解説版を、別紙として作成する。</p> <p>&lt;該当箇所&gt;</p> <p>別紙)「山形県エネルギー戦略について」</p> <p>※ 県エネルギー戦略の推進やカーボンニュートラル実現に向け、メディアを活用したPRを行っていく方針。</p>

注) ⇒ : 基本構想見直し案に直接反映

※ : 今後の対応方針など、県としての考え方を記載

■ 後期エネルギー政策推進プログラム（第一期見直し案について）

ご意見	対応	該当箇所（修正前）	（修正後）
<p>○ P15) 情勢変化の「脱炭素社会に向けた動き」の中で、省エネルギーについては 2025 年度から新築住宅の省エネルギー基準適合義務化が始まることは明記すべき。また、住宅の太陽光発電についても国としても 2030 年度までに新築戸建ての 6 割設置を目指しており、東京都をはじめとする自治体ではすでに新築戸建てでの設置義務化が広がっていることも触れるべき。</p>	<p>⇒ P15) 「脱炭素社会に向けた動き」において、住宅等の省エネ化に向けた動きを追記するとともに、P26) 視点 3 の【施策の考え方・方向性】に、右のとおり項目を追加する。</p>	<p>P15～16) 情勢変化の「1 脱炭素社会に向けた動き」中            (5) 第 6 次エネルギー基本計画（略）  <u>（追加）</u>            (6) 非効率な石炭火力発電の休廃止に向けた動き（以下略）</p> <p>P26) 視点 3 の【施策の考え方・方向性】中  <u>（追加）</u></p>	<p>(5) 第 6 次エネルギー基本計画（略）            (6) 住宅等の省エネ化に向けた動き（略）            (7) 非効率な石炭火力発電の休廃止に向けた動き（以下略）</p> <p>・ <u>2025 年からの新築住宅の省エネ基準適合義務化などを踏まえ、住宅をはじめとした県内建築物の脱炭素化を進める。</u></p>
<p>○ P23) の「視点 2 再生可能エネルギーの地産地消」において、PPA 以前に、売電型太陽光から自家消費型太陽光へ転換が求められている状況にあり、自己所有の自家消費の啓発がまず必要であることから、普及啓発は PPA に限定しない記述とすべき。</p>	<p>⇒ P23) 視点 2 の【施策の考え方・方向性】及び P24) 【具体的施策】について右の項目を修正する。</p>	<p>P23) 視点 2 の【施策の考え方・方向性】中            ・ 分散型エネルギーの導入を促進するため、自家消費やCO2フリー電力等の新たな需要に対応した支援策の拡大を検討・実施する。</p> <p>P24) 視点 2 の【具体的施策】中            ・ <u>PPA事業のモデル実証を通じた県内事業者や県民への普及啓発を行い、新たな自家消費型再エネの導入促進を図る。</u></p>	<p>・ 分散型エネルギーの導入を促進するため、自家消費やCO2フリー電力等の普及啓発を行うとともに新たな需要を生み出し、需要に対応した支援策の拡大を検討・実施する。</p> <p>・ <u>新たな自家消費型再エネの導入促進に向けて、県内の事業者・金融機関と地域新電力が連携した PPA 事業のモデル実証を展開する。</u></p>
<p>○ 県内 4 地域の中で庄内地域のみ未設立であるが、事業リスクなどを考慮の上やまがた新電力との連携を図りながら事業化の準備を進めるべき。</p>	<p>⇒ 視点 2 の【具体的施策】において右のとおり記載し、しっかりと取り組んでいく。</p>	<p>P24) 視点 2 の【具体的施策】中            ・ 地域新電力が設立されていない庄内地域における地域新電力設立に向けた機運醸成を図る。（後略）</p>	<p>・ 地域新電力の空白地域である庄内地域における地域新電力設立に向けた機運醸成を図る。（後略）</p>
<p>○ 具体的施策の中のいくつか「検討を行う」「検討を進める」との記載があるが、県民にとって内容がわかりにくい。</p>	<p>⇒ 右の項目について具体的内容に修正する。            なお、修正していない「検討を進める」の意味合いとしては、政府や他県におけるモデル実証や先進事例等の動向・効果を見極めながら、本県において具体的施策の展開の可否や施策内容を検討していくという趣旨。</p>	<p>P24) 視点 2 の【具体的施策】中            ・ 工業団地内で熱供給事業を行う企業、市町村、県、有識者で構成する<u>連絡協議会を立上げ、工業団地における新たな熱の面的利用の検討を進める。</u></p>	<p>・ 工業団地内で熱供給事業を行う企業、市町村、県、有識者で構成する<u>プラットフォームの下、工業団地における新たな熱の面的利用の具体化に向けた調整を進める。</u></p>

ご意見	対応	該当箇所（修正前）	（修正後）
<p>○ 水素は製造のみならず活用も大事なので、そこまでをワンセットとすべき。</p> <p>○ 県で水素に取り組むのであれば、洋上風力発電で創出した電力を活用した水素を使う産業の振興を庄内地域で今後、将来目標として進めてほしい。</p>	<p>⇒ R6.3 策定「山形県水素ビジョン」を踏まえ、視点3の【具体的施策】について右のとおり追加・修正する。</p>	<p>P27) 視点3の【具体的施策】中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>エネルギーとしての水素の利活用に関して、県民・事業者の理解促進を図る。</u></li> <li>・ <u>製造業等において電化に対応できない熱エネルギーとしての水素の利用について検討を行う。</u></li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>洋上風力発電を活用した水素製造やバイオガスからの水素製造実証など、地域の特色を活かした水素の導入について検討を行う。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新たな技術として活用が期待される水素エネルギーに関して、県民・事業者の理解促進を図る。</u></li> <li>・ <u>熱需要が豊富かつ電化が困難な工場等における熱源としての水素の利活用推進に向け、先行導入事例の収集や事業者への情報提供を行う。</u></li> <li>・ <u>事業者向けの技術やビジネスに関する勉強会の開催、マッチング支援などの取組みを通して、県内企業の水素関連ビジネスへの参入促進を図る。</u></li> <li>・ <u>恵まれた自然環境や多彩な産業の集積、県内唯一の重要港湾である酒田港などの本県の特色を活かした水素の製造・利活用の推進に向け、様々な実証事業に取り組んでいく。</u></li> </ul>
<p>○ P29) の視点4における【施策の考え方・方向性】の図の「各種再エネ発電所」は「再エネ発電事業者」とした方が、テーマである経済循環には合致。</p>	<p>⇒ P29) の図をご意見のとおり修正する。</p>	<p>P29) 視点4の【施策の考え方・方向性】の図中 「<u>各種再エネ発電所</u>」</p>	<p>「<u>再エネ発電事業者</u>」</p>
<p>○ P29) の視点4における【具体的施策】の2点目について、最も問題なのは、地域の環境資源から生み出された再生可能エネルギーの環境価値や経済価値が地域に帰属しない状況が発生しかねないこと。洋上風力の電力を地域で使えるようにして地域の脱炭素化を図ることはもちろん、脱炭素化を図ろうとする企業の誘致を目指すことなどによって雇用創出、経済循環を持続的なものにするを追記すべき。</p>	<p>⇒ P29) 視点4の【具体的施策】について右の項目を修正する。</p> <p>なお、雇用創出、経済循環を持続的なものにするについては、【施策の考え方・方向性】において同趣旨の内容を記載している。</p>	<p>P29) 視点2の【施策の考え方・方向性】中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洋上風力発電導入を契機とし、関連産業への地元企業の参入支援やそれら産業に携わる人材の確保・育成を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洋上風力発電導入を契機とし、関連産業への地元企業の参入支援や<u>地域脱炭素化を後押しする企業の誘致</u>、及びそれら産業に携わる人材の確保・育成を進める。</li> </ul>

**【参考】後期エネルギー政策推進プログラム（第一期見直し案） ご意見反映以外の主な修正箇所**

- ・ P6) 令和6年4月の酒田港の「基地港湾」指定について追記
- ・ P17) 令和6年3月の「山形県水素ビジョン」策定について追記
- ・ 全般) 文書表記を統一するための形式的な修正、一部の文章について言い回しや記載順等の修正